

水道統計 給水人口…249,598人
給水戸数…124,003戸
令和2年2月1日現在 給水人口前年比…+1,071人

〒340-8555 草加市氷川町2118番地5 電話048-925-3131(代表) FAX048-925-5046
ホームページ <http://www.city.soka.saitama.jp> Eメール suido-keiei@city.soka.saitama.jp

災害発生に備えて防災訓練を行いました

昨年の10月5日に、震度6強の地震発生による停電等を想定した防災訓練を行いました。

地震発生後、上下水道部の初動対応は水道施設の早期復旧、迅速・適切な応急給水、情報の収集と発信が主な任務となります。

今回は、水管橋や工事現場等水道施設の被害状況確認や、庁舎内が停電したことを想定した臨時執務スペース設置訓練、他都道府県からの応援事業者の受入訓練等を実施しました。

停電時でも迅速かつ的確に市民の皆様へ水道水を届けるために、職員一人ひとりが考えて行動しました。



訓練の結果を活かして
**より災害に強い
上下水道部**
を目指して
いきます。



市内工事箇所の状況確認



漏水情報の整理



給水車での応急給水訓練

いわき市での応急給水活動

昨年10月、福島県いわき市で台風19号の影響による大規模な断水が発生した際、草加市は公益社団法人日本水道協会埼玉県支部からの応援要請を受け、10月19日から24日まで現地の小学校や公民館で応急給水活動を行いました。

来場者のご家庭にあるポリタンクやペットボトルを持参しており、日頃から災害に対して備えている様子が伺えました。



“お水をありがとう”の声に励まされました。

下水道条例と施行規則 改正のお知らせ

令和2年7月1日
施行予定

草加市下水道条例は施行から36年以上が経過しており、その間に、本市の公共下水道事業は下水道施設の新規布設から維持管理を主体とする事業へと大きく変化しています。

このような変化に対応するため、公共下水道の維持管理に関わる規定を条例及び施行規則に盛り込み、下水道事業の円滑な運営、市民サービスの向上を図ります。

●下水道条例の主な改正内容

- (1)土砂、コンクリート、モルタル、地盤改良材など管内で固まるもの、ラードなどの油脂やガソリンなどの危険物排除の禁止規定を追加
- (2)宅内の排水管の内径に関する規定の見直し
- (3)宅内排水設備等の工事の完了検査が不合格となった場合等の手続きの明確化
- (4)指定排水設備工事店の責任技術者の登録、指定排水設備工事店の指定の取消し及び停止に係る手続きの整備

●下水道条例施行規則の主な改正内容

下水ます又はマンホールの内径に関する技術基準の見直し

問下水道課 排水設備係 ☎922-2314 FAX922-3244

最寄りの応急給水拠点を確認してください

災害が発生し水道が使用できなくなったときは、指定避難所である小中学校32か所、水道庁舎1か所及び浄配水場5か所の、合計38か所が応急給水拠点となります。いざというときのために、ご自宅に近い応急給水拠点を確認してください。なお、応急給水拠点の開設は災害発生時の状況によります。詳細は随時、市ホームページでお知らせします。

★**応急給水拠点とは...**
大地震などの災害で水道が使えない場合に、飲み水を市民の皆様にお配りする場所です。



- 凡例**
- 小中学校32か所
 - ▲ 水道庁舎1か所
 - ★ 浄配水場5か所

ご家庭でも水の備蓄をお願いします

●備蓄する飲料水の目安

1人1日3ℓ×人数分×3日分が目安です。

●水道水を備蓄するときの注意

よく洗ったペットボトルやポリ容器の中に、口元いっぱいまで水を注ぎしっかりフタを閉め、涼しい場所で保存してください。時間が経つと消毒効果が薄れてしまうため、飲み水としての使用目安は2日程度です。3日を経過した水は、トイレや洗濯などの生活用水にご使用ください。

●日頃からフタつきの容器を準備してください

応急給水時には、水を入れて持ち帰るための入れ物が必要です。日頃から口が広いペットボトルやポリタンクなどフタつき容器を準備しておいてください。

中 学 校	
学校名	住所
草加中学校	氷川町2179-4
栄中学校	松原3-7-1
谷塚中学校	谷塚上町62
川柳中学校	青柳7-35-1
新栄中学校	新栄1-33
瀬崎中学校	瀬崎5-3-1
花栗中学校	花栗4-15-12
両新田中学校	両新田西町368-1
新田中学校	長栄1-767
青柳中学校	青柳8-58-10
松江中学校	松江3-14-33

小 学 校	
学校名	住所
草加小学校	住吉1-11-64
高砂小学校	中央1-2-5
新田小学校	旭町6-12-11
谷塚小学校	谷塚仲町440
栄小学校	松原1-3-2
川柳小学校	青柳7-27-10
瀬崎小学校	瀬崎2-32-1
西町小学校	西町270
新里小学校	新里町759
花栗南小学校	花栗4-3-1
八幡小学校	八幡町65

小 学 校	
学校名	住所
新栄小学校	新栄4-959
清門小学校	清門3-37-1
稲荷小学校	稲荷5-11-1
氷川小学校	氷川町448
八幡北小学校	八幡町1148
長栄小学校	長栄1-762
青柳小学校	青柳3-17-1
小山小学校	小山2-8-1
両新田小学校	両新田西町55
松原小学校	松原4-2-1

近年の水道事情

vol. 2



以前、草加市の水道経営は厳しい状況にあると聞きましたが、この先どうなるのでしょうか？

老朽化した水道施設・管路の更新や耐震化をしなければならぬ一方で、人口減や節水機器の普及により料金収入が減っています。水道事業は **収益的収支**（水道料金関係の収支）と **資本的収支**（設備投資の収支）に分けて運営していますが、水道料金収入に関する収益的収支は近い将来赤字になる見通しです。（グラフ1参照）



赤字になるとどうなるのでしょうか？

収益的収支が赤字になると、資金不足で水道事業を運営していくことが困難となり、皆様に安心・安全な水をお届けできなくなるかもしれません。また、施設・管路の更新や耐震化（グラフ2参照）もできなくなってしまうのです。



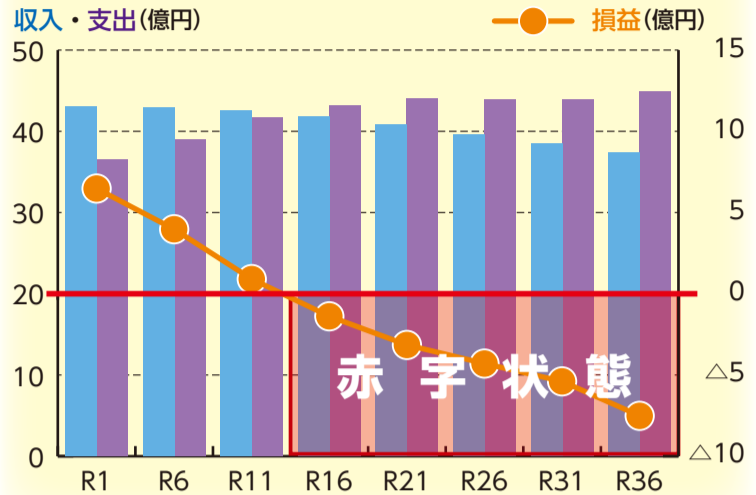
それは困ります…何か対策を考えているのですか？

水道施設を更新する際に規模の縮小や効率化等を行い、不要な費用がかからないよう引き続き経営改善に取り組んでいます。それに加え、将来世代への負担を考慮した企業債の借入（≒借金）や水道料金の改定の検討も行っていかなければなりません。



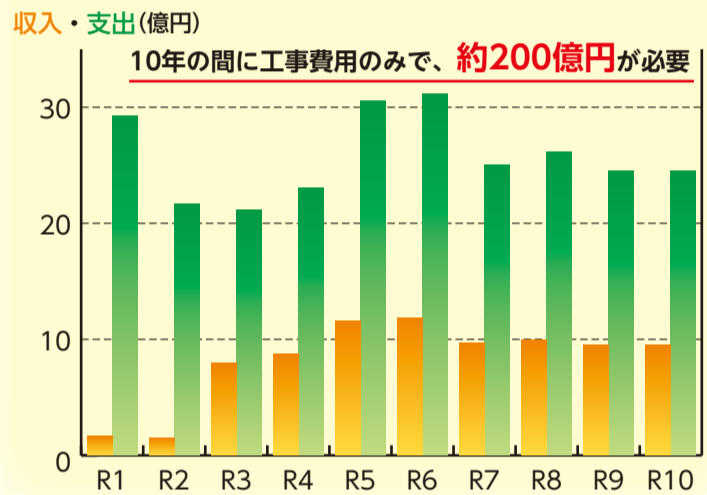
(グラフ1)

収益的収支の見込み



(グラフ2)

資本的収支の見込み



※グラフは平成30年度策定の「草加市水道事業ビジョン」より

問水道総務課 経営係 ☎920-5677 FAX925-5046

令和2年度草加市水道事業水質検査計画の策定

上下水道部では安全な水道水をお届けするために、水道法施行規則に基づき水質検査計画を策定しています。計画の中では令和2年度に行う水質検査項目、検査場所、回数などを定めています。

●法令に基づく水質検査（水質基準項目）の年間検査頻度

番号	水質基準項目	水質基準	検査頻度(回/年) 給水検査5地点	番号	水質基準項目	水質基準	検査頻度(回/年) 給水検査5地点
1	病原生物 一般細菌	100個/mL以下	12	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4
2	大腸菌	検出されないこと	12	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	4	35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4	38	塩化物イオン	200mg/L以下	12
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	4
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	12	40	蒸発残留物	500mg/L以下	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	12	42	ジエオスミン	0.00001mg/L以下	6
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4	43	2-メチルインボルネオール	0.00001mg/L以下	6
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	45	フェノール類	0.005mg/L以下	4
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4	47	pH値	5.8以上8.6以下	12
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4	48	味	異常でないこと	12
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	49	臭気	異常でないこと	12
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	50	色度	5度以下	12
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	4	51	濁度	2度以下	12
21	塩素酸	0.6mg/L以下	4				
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4				
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	4				
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4				
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4				
26	臭素酸	0.01mg/L以下	4				
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4				
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4				
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4				
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	4				
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4				

備考 表中の単位mg/L（ミリグラムパーリットル）は、1リットルあたりに含まれる質量をミリグラムで表します。

給水検査5地点

- ・スポーツ健康都市記念体育館（瀬崎六丁目）
- ・柿木公民館
- ・草加三丁目防災資材倉庫
- ・谷塚第3水源（谷塚上町）
- ・原町コミュニティセンター

その他、計画の詳細は水道施設課の窓口・市ホームページで閲覧できます。

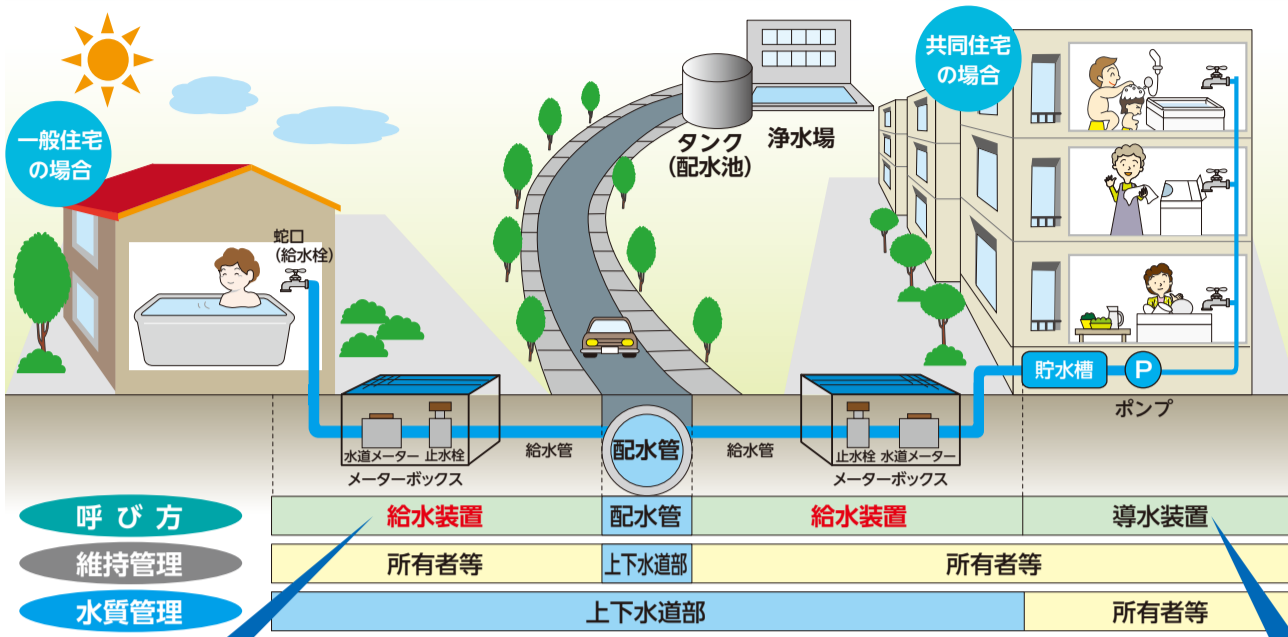
問水道施設課 浄水場係 ☎924-3807 FAX929-5291

水道水で 感染予防

外出先から帰ってきたら、水道水で手洗い・うがいをしましょう。
手洗いをする時は石けんを泡立てて、指の間や手首までしっかりと洗い流してください。洗った後はペーパータオルや清潔なタオルできちんと拭き取りましょう。
身近にある水道水を使い、手洗い・うがいをこまめにして元気に過ごしましょう。



給水装置はお客様の財産です (水道メーターを除く)



水道メーターでチェック!

水漏れの点検方法

水道を使用していない状態で、水道メーターの中にあるパイロットが回転していないか確認してください。
※水を使っていないのに回転している場合は、水漏れの可能性があります。

給水装置とは?

道路の中に埋められた配水管から宅地内などに引き込まれた給水管と、これに取り付けてある止水栓、水道メーター、蛇口などをまとめて給水装置と呼びます。

これらの給水装置は、お客様の利用形態や使用水量に合わせてお客様負担で設置しますので、お客様の財産となります。

なお、水道メーターは検針を行うために上下水道部が貸与しているものですが、メーターボックス内外の管理はお客様にお願いします。

導水装置とは?

共同住宅などの大型の建物では、貯水槽やポンプが設置され、建物内配管を経て各室の蛇口・シャワーなどから水道水を供給しており、これらを導水装置と呼びます。

導水装置の一部である建物内配管は建物の築年数とともに劣化が進み、配管内部のさびなどにより、にごり水や漏水が発生する可能性があります。万一、漏水などが発生すると居住者の生活に支障をきたすこととなりますので、計画的に建物内配管の取替えを行うなど導水装置の適正な維持管理をお願いします。

給水装置・導水装置の修繕は?

お客様の財産である給水装置や導水装置が古くなったり、壊れたりした場合の修繕費用は、お客様のご負担となりますので、修繕内容や方法については、十分に検討ください。なお、一例として全体を取り替えることで、繰り返し修繕することを避けることができる場合もあります。

修繕などの連絡は、草加市管工事業協同組合、草加市水道事業指定給水装置工事事業者へお願いします。※市ホームページで業者が閲覧できます。

修繕に関すること(水漏れ・出水不良など)

問水道施設課 維持管理係 ☎925-3227 FAX929-5291

草加市管工事業協同組合 ☎927-2525

草加市水道事業指定給水装置工事事業者に関すること

問水道営業課 給水係 ☎925-3135 FAX927-1561

貯水槽の点検を!

導水装置の一部である貯水槽は、多量の水を溜めておく施設です。貯水槽から蛇口までは所有者が清掃や点検等の管理をする必要があります。

貯水槽の管理が十分でない...

濁った水が出たり、水の味や臭いの異常など、水質に問題を生じる原因となりますので適正な維持管理をお願いします。

いつでも安全な水道水を利用するために、所有者は一年に一度の清掃や、日頃から施設などの点検を忘れずに行ってください。

なお、近年貯水槽のポンプ故障等による給水停止事故が発生しています。建物の所有者は、故障時の緊急連絡先を共有スペース部分に表示してください。管理人が常駐していない建物の居住者は、緊急時の連絡先の確認をお願いします。

問水道営業課 給水係 ☎925-3135 FAX927-1561

水道の使用を開始・中止するときは手続きをお願いします

使用開始は開始日が決まったときに、使用中止は中止日の5日前までに連絡してください。

【営業時間】 午前8時30分から午後5時まで

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

また、市ホームページ (<http://www.city.soka.saitama.jp>) から手続きすることができます。

上下水道料金は水道庁舎の窓口で一年中お支払いが可能です

【受付時間】 午前8時30分から午後9時まで

平日午前8時30分から午後5時までは水道営業課で、それ以外は水道庁舎の宿直室で受け付けます。

宿直室は、土曜・日曜・祝日(年末年始含む)も受け付けています。

水道メーターの検針にご協力ください

メーターボックスの上や周りに物を置かないでください。



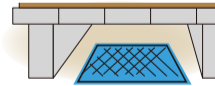
犬はメーターボックスから離れたところにつないでください。



メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。



増・改築などで、メーターが床下や屋内になる場合は、検針しやすい場所に移設してください。



問水道営業課 営業係 ☎927-2220 FAX927-1561

こんなときは、直通電話をおすすめします

※平日午前8時30分から午後5時までは代表電話(925-3131)の音声案内を経由せず、直接担当へ連絡できます。

- | | | | | | |
|--------------------------|---|------------------------|------------------------|---|-----------------------|
| ●引越などによる水道の使用開始、中止について | → | 水道営業課 営業係へ ☎927-2220 | ●水道庁舎の会議室の貸出しや出前講座について | → | 水道総務課 管理係へ ☎925-3132 |
| ●水道料金について(支払方法、名義変更など) | → | 水道営業課 給水係へ ☎925-3135 | ●どこの担当かわからないとき(水道) | → | 下水道課 施設係へ ☎922-2387 |
| ●水道メーターの検針について | → | 水道施設課 浄水場係へ ☎924-3807 | ●下水道工事について | → | 下水道課 排水設備係へ ☎922-2314 |
| ●ご家庭などに水道を引き込むときの手続きについて | → | 水道施設課 維持管理係へ ☎925-3227 | ●下水道のマンホールから水があふれているとき | → | 下水道課 業務係へ※ ☎922-2286 |
| ●指定給水装置工事事業者について | → | | ●公共下水道への接続について | → | |
| ●水道水のことについて(におい、味、色など) | → | | ●敷地内の排水設備について | → | |
| ●水質検査について | → | | ●下水道受益者負担金・下水道使用料について | → | |
| ●水の出がよくないとき | → | | ●どこの担当かわからないとき(下水道) | → | |
| ●道路上などの水漏れについて | → | | | | |

※4月1日より経営係に名称が変わります